

○京田辺市国際交流体験補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市の住民が外国の文化及び生活習慣を体験し、又は海外で外国の言語などを学習すること（以下「国際交流体験」という。）を促進するため、国際交流体験をする者に対し、国際交流体験補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の種類等)

第2条 この告示に定める補助の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) Aタイプ 外国人（国内に1年以上在留している者を除く。）を自宅に宿泊させ、共に生活することを目的とした国際交流体験
- (2) Bタイプ 小学生以上の者が、自費により海外で、現地の家庭に寄宿し、語学研修等で留学し、又は現地住民との親睦を図ることを主たる目的とした国際交流体験

2 補助金の交付は、Aタイプは世帯、Bタイプは個人に対し、それぞれ同一年度内において、1回を限度とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額等は、次の表に定めるものとする。

補助の種類	補助金の額	備考
Aタイプ	宿泊数1泊につき2,000円とし、5泊を限度とする。	外国人が2人以上であっても、2人目以降は補助金交付の対象とならないものとする。
Bタイプ	宿泊数1泊につき2,000円とし、5泊を限度とする。	国際交流体験を伴わないと認められる期間は、補助金交付の対象とならないものとする。

2 市長は、予算の範囲内において、前項の補助金を交付するものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（Aタイプの場合にあっては、世帯を代表する者。以下「申請者」という。）は、補助の対象となる国際交流体験の始まる日の2週間前までに、京田辺市国際交流体験補助金交付申請書（別記様式第1号（Aタイプ）又は別記様式第2号（Bタイプ））に、国際交流

体験の実施を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、交付すると決定したときは京田辺市国際交流体験補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により、交付しないと決定したときは京田辺市国際交流体験補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 申請者は、申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助金交付の対象となった国際交流体験終了の日から起算して1か月以内又は申請を行った年度末日までのいずれか早い日までに、京田辺市国際交流体験補助金実績報告書(別記様式第5号(Aタイプ)又は別記様式第6号(Bタイプ))に写真等国際交流体験を実施したことを明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、添付書類の提出が困難と認められるときは、これを省略することができる。

2 申請者は、前項後段の規定により添付書類を省略したときは、これを事後速やかに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 国際交流体験を中止したとき。
- (3) 補助金の交付対象日数に変更が生じたとき。
- (4) その他国際交流体験が行われたと認められないとき。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日告示第37の2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日告示第50号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月31日告示第70号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日告示第74号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月30日告示第2号)

この告示は、平成20年1月30日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第2号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。